

令和 8 年

# 春の火災予防運動



玉野市消防本部



メバルファイター

## — 目 次 —

春の火災予防運動実施要綱	1～3
消防本部・消防署行事計画表	4
消防団行事計画表	5
令和7年中の火災概況表	6～10

# □令和8年 春の火災予防運動実施要綱

---

## 1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防 火 標 語 (2025年度全国統一防火標語)

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

## 3 実 施 期 間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

## 4 重 点 推 進 項 目

### （1） 住 宅 防 火 対 策 の 推 進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- オ 防炎品の周知及び普及促進

### （2） 地 震 火 災 対 策 の 推 進

- ア 地域における火災予防の推進
- イ 感震ブレーカーの普及推進

### （3） 林 野 火 災 予 防 対 策 の 推 進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 全国的な少雨時の注意喚起
- エ 火入れに際しての手続き等の徹底
- オ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

## 5 推 進 項 目

### （1） 防 火 対 象 物 等 に お け る 防 火 安 全 対 策 の 徹 底

- ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

### （2） 製 品 火 災 の 発 生 防 止 に 向 け た 取 組 み の 推 進

- ア 充電式電池に関する注意喚起
- イ ガストーチバーナーに関する注意喚起

**(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底**

- ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
- イ 火気器具を使用する屋台等への指導
- ウ 照明器具の取扱いに係る指導

**(4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化**

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底

**(5) 放火火災防止対策の推進**

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

## 6 地域の実情に応じた推進項目

**(1) 地域における防火安全体制の充実**

- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
- イ 在留外国人に対する火災予防広報の実施

**(2) 大規模産業施設の安全確保**

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険物物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

**(3) たばこのポイ捨て防止の推進**

- ア 車両等からの投げ捨て防止の推進
- イ 歩行禁煙の推進

**(4) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底**

## 7 周知広報活動等について

別記1「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」、別記2「地震火災を防ぐ 15 のポイント」等を活用し、効果的に周知広報活動等を実施する。

**(1) 関係部局・関係団体への協力依頼**

- (2) 広報たまの等を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報**
- (3) 消防団、婦人防火クラブ及び各団体等との連携**
- (4) 各種消防訓練、催し物等の実施**

## 別記 1

### 住宅防火 いのちを守る 10 のポイント －4つの習慣・6つの対策－

#### 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的なプラグは抜く。

#### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は、**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

## 別記 2

### 地震火災を防ぐ 15 のポイント

#### ○事前の対策

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止策（固定）を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器（連動型住宅火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器）を設置する
- 7 地震直後の行動（8～10）について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする

#### ○地震直後の行動

- 8 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 9 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- 10 避難するときはブレーカーを落とす

#### ○地震からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- 11 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する。
- 12 再通電後は、しばらく電化製品に異常（煙、におい）がないか注意を払う

#### ○その他日頃からの対策

- 13 自分の地域での地震火災による影響を把握する
- 14 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 15 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る

## 消防本部・消防署行事計画表

実施項目	実施内容	実施日
1 広 報	(1) 広報たまの、玉野市ホームページ、SNS、電光掲示板への掲載 (2) 関係機関等へのポスター配布 (3) 各種報道機関への取材・報道依頼 (4) 各消防庁舎に横断幕の掲出 (5) 消防車・広報車による広報 〔林野火災防止対策特別強化期間〕	広報たまの3月号 期間中 〃 〃 〃 3月1日（日） ～4月30日（木）
2 玉野市長特別点検	職員を招集し、通常点検及び車両・機械器具の特別点検を行い、士気の高揚を図る。 〔消防庁舎前〕	2月24日（火） 9:30～
3 予防査察	(1) 消防長特別査察 〔株式会社フェローテック岡山工場〕 (2) 防火対象物査察 (3) 危険物・高圧ガス施設査察	3月2日（月） 10:00～ 期間中 〃
4 啓発活動	(1) 高齢者向け山火事防止、住宅用火災警報器パンフレット配布 〔道の駅みやま公園〕 (2) 幼稚園・保育園児を通じて一般住宅へ住宅用火災警報器パンフレット配布	3月4日（水） 9:30～ 期間中
5 消防訓練	災害時要援護者防火対象物等消防訓練 〔岡山赤十字老人保健施設玉野マリンホーム〕	3月3日（火） 14:00～
6 防火協会 協賛行事	(1) 機関紙「玉野防火だより」の発行 〔第157号〕 (2) 防火作文表彰式 〔消防本部2階災害対策室〕 (3) 防火作文展示 〔ショッピングモールメルカ2階図書館前展示場〕 (4) たばこのノーコイキキャンペーン 〔道の駅みやま公園〕 (5) 高校生(玉野商工高等学校報道部)の録音音声による防火広報	2月中 春号発行 2月21日（土） 10:00～ 2月28日（土） ～3月8日（日） 3月5日（木） 10:00～11:00 3月1日（日） ～7日（土）
7 幼年少年 婦人防火 委員会 協賛行事	(1) 婦人防火クラブ員の録音音声による防火広報 〔市内一円〕 (2) 少年消防クラブ員による火災予防広報 〔玉P2・市内一円〕	3月2日（月） 10:00～11:00 3月8日（日） 9:30～11:00

## 消防団行事計画表

実施項目	実施内容	実施日
1 機械器具の整備	各分団長の指揮により、機械器具及び管内消防水利の巡回整備を実施する。	期間中
2 広報及びパトロール	<p>(1) 各分団は、管内の火災予防広報を実施するとともに、巡回班を編成し、管内の夜間パトロールを行い、午後10時は「防火の時間」を推進する。</p> <p>(2) 女性消防団員の火災予防広報を実施する。</p> <p>(3) 各分団は、管内の広報及び山林パトロールを行い、山際での火の取扱いの注意を促す。 〔林野火災防止対策特別強化期間〕</p>	3月1日（日） 3月1日（日） 9:00～11:30 3月1日（日） ～4月30日（木） 各日曜日 午前中
3 消防訓練	北方面隊（加茂・常山・秀天・大崎・八浜・金甲）の中継送水訓練を実施する。	3月1日（日） 9:00～11:30

## ■令和7年中（1月～12月）の火災概況

### 1 火災件数

令和7年中の火災件数は23件で、前年より5件増加となりました。（表1参照）

表1 火災の発生状況

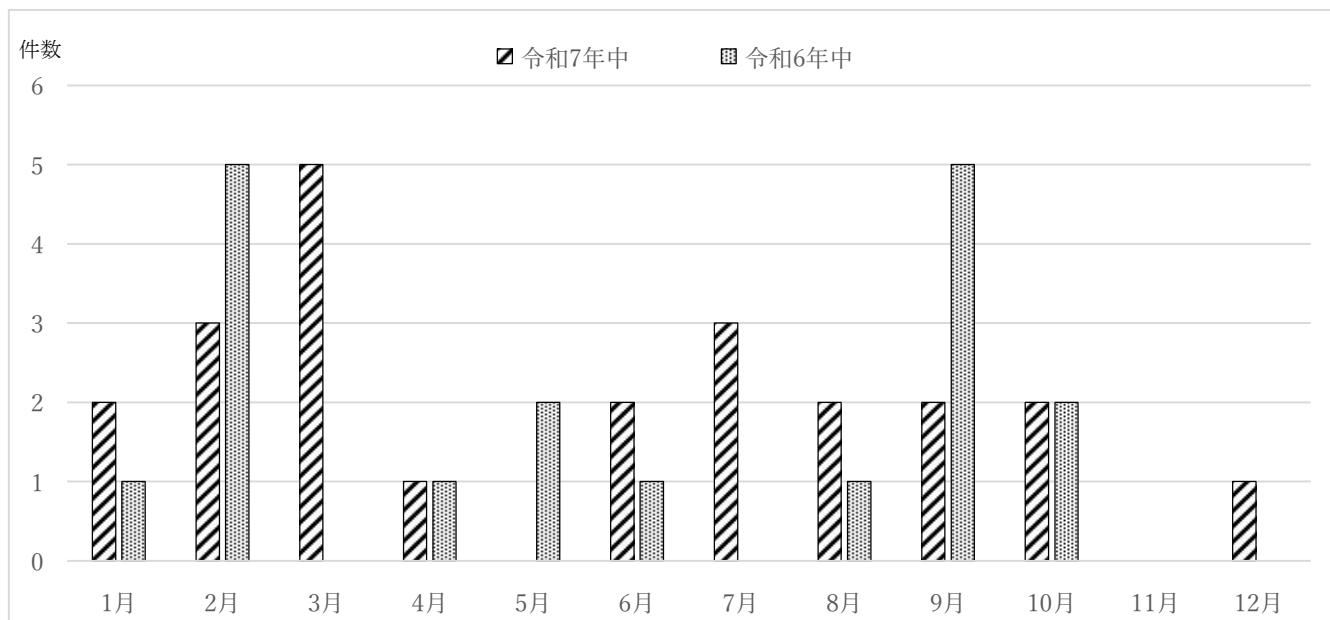
△印は減少

区分	令和7年	令和6年	5年平均	増減数
	(A)	(B)	R3～R7	(A) - (B)
火災件数（件）	23	18	19.4	5
火災種別	建物火災	13	14	11.2 △ 1
	林野火災	2	0	0.8 2
	車両火災	1	1	1.0 0
	船舶火災	0	0	0.0 0
	航空機火災	0	0	0.0 0
	その他の火災	7	3	6.4 4

### 2 月別の火災発生状況

令和7年中の月別の火災発生状況（グラフ1参照）

グラフ1 月別の火災発生状況



### 3 火災による損害の状況

令和7年中の火災による損害額は2,558万円であり、前年と比較して3,989万2千円の減少となりました。建物の焼損面積についても、前年と比較して435m<sup>2</sup>の減少となりました。(表2参照)

表2 火災による損害の状況

△印は減少

区分	令和7年	令和6年	5年平均	増減数
	(A)	(B)	R3～R7	(A) - (B)
損害額 (千円)	25,580	65,472	39,825	△ 39,892
火災種別	建物火災	25,200	65,442	△ 40,242
	林野火災	321	0	321
	車両火災	18	30	△ 12
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
	その他の火災	41	0	41
建物火災	焼損棟数 (棟)	13	26	△ 13
	全焼	5	10	△ 5
	半焼	1	1	0
	部分焼	1	6	△ 5
	ぼや	6	9	△ 3
建物焼損面積 m <sup>2</sup>	878	1,313	721	△ 435
林野焼損面積 a	8	0	2	8

### 4 出火原因別の状況

火災を出火原因別にみますと、第1位は「たき火」が8件、第2位は「排気管」で2件、第3位は「焼却炉の火の粉」「ストーブ」「放火・放火の疑い」が同数で1件、以下「不明」が8件、「その他」が2件となっています。(表3、グラフ2参照)

表3 出火原因別件数及び割合

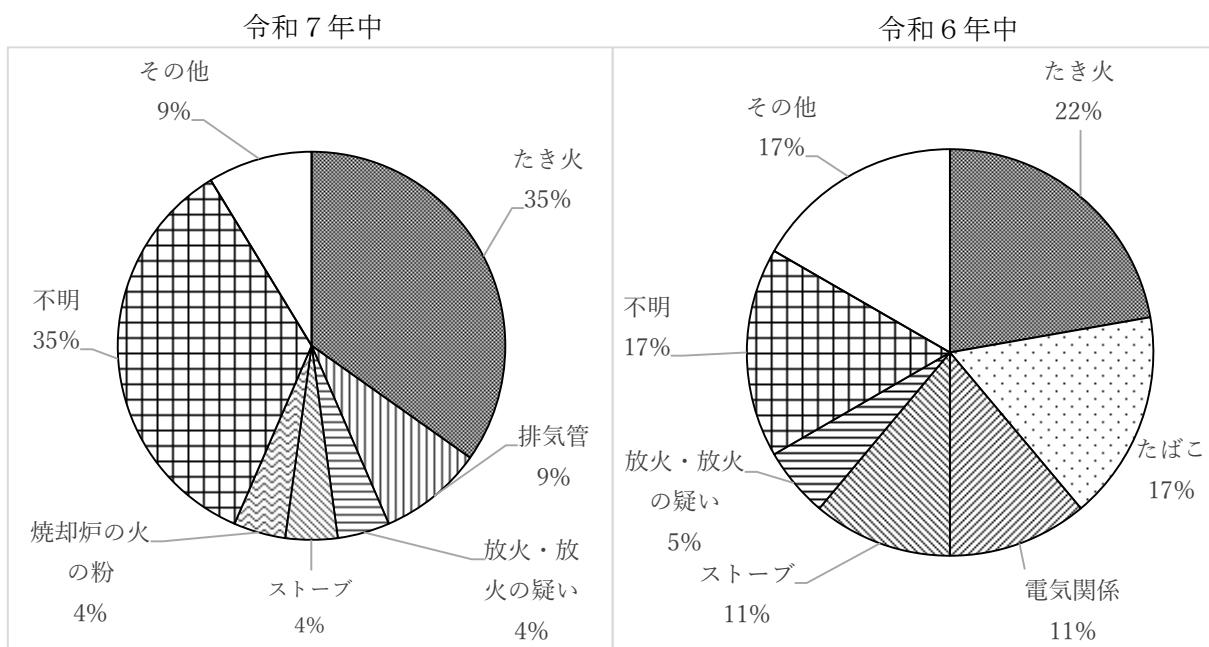
令和7年中

順位	出火原因	件数	割合
1位	たき火	8	35.0%
2位	排気管	2	9.0%
3位	焼却炉の火の粉	1	4.0%
3位	ストーブ	1	4.0%
3位	放火・放火の疑い	1	4.0%
	不明	8	35.0%
	その他	2	9.0%
	合計	23	100.0%

令和6年中

順位	出火原因	件数	割合
1位	たき火	4	22.0%
2位	たばこ	3	17.0%
3位	電気関係	2	11.0%
3位	ストーブ	2	11.0%
5位	放火・放火の疑い	1	5.0%
	不明	3	17.0%
	その他	3	17.0%
	合計	18	100.0%

グラフ2 出火原因別割合



## 5 火災による死傷者等の状況

令和7年中の火災による死傷者等の状況をみると、死者3名、負傷者3名となっていまます。また、り災世帯は13世帯、り災者数は22名となっています。(表4参照)

表4 火災による死傷者等の状況

△印は減少

区分	令和7年	令和6年	5年平均	増減数 (C)
	(A)	(B)	R3~R7	(A) - (B)
死者	3	0	2.0	3
負傷者	3	8	3.2	△ 5
り災世帯	13	26	16.4	△ 13
り災人員	22	45	30.4	△ 23

## 6 主な火災の状況

令和7年中の主な火災の状況 (表5参照)

表5 主な火災の状況

月	発生場所	火災種別	概要	焼損面積
2月	和田	建物	2棟全焼	171 m <sup>2</sup>
3月	田井	建物	2棟全焼	194 m <sup>2</sup>
3月	宇藤木	建物	1棟全焼	191 m <sup>2</sup>
6月	和田	建物	1棟全焼、3棟類焼	157 m <sup>2</sup>
8月	小島地	建物	1棟全焼	141 m <sup>2</sup>

## 7 終わりに

令和7年を振り返りますと、2月に大船渡市で発生した林野火災では焼損範囲が約3,370haとなり、昭和39年以降、国内最大規模の林野火災となりました。3月には岡山市と今治市でも林野火災が発生し、貴重な森林資源に大きな被害をもたらしました。

また11月に大分市で発生した住宅火災では約190棟が被害を受け、焼損面積は約64,000m<sup>2</sup>に及ぶなど、大規模な火災が多く発生した1年となりました。

さて、本市における令和7年中の火災件数は23件となり、前年より5件増加となっています。

出火原因をみると、令和4年から引き続き「たき火」が8件で第1位となっています。

令和7年は、出火原因第1位の「たき火」に対する予防活動として啓発チラシの作成、ホームページへの掲載、屋外焼却の注意喚起の広報を実施し市民に対して広く呼びかけを行いました。今後もたき火からの火災発生を未然に防ぐために、適切なゴミの排出、たき火実施時の監視、消火準備の徹底等、各種広報活動等を通じ市民への防火意識の普及啓発を推進していきます。

火災による死傷者は、住宅火災で3名の方が亡くなり、負傷者も3名発生しています。

住宅用火災警報器は、平成23年からすべての住宅に設置することが、各市町村の条例に基づき義務化されています。しかし、住宅用火災警報器の点検や交換の必要性については、認識している人が非常に少ないため、今後も設置率の向上に合わせて、点検や交換についても広報活動を実施していきます。

全国的にも住宅用火災警報器の奏功事例が多く報告されており、火災の早期発見、逃げ遅れ防止等にその有効性が実証されています。令和7年中、玉野市では住宅用火災警報器の鳴動により家人が早期に火災を発見し初期消火に成功した事案がありました。

住宅火災からの逃げ遅れによる死者の発生を防ぐため、住宅用火災警報器の設置及び点検交換をお願いいたします。

また、機器である住宅用火災警報器も電子部品の寿命や電池切れ、フィルターの目詰まりなどで、火災を感知しなくなることがあるため、定期的に作動確認や新品交換を行う等の適切な維持管理をお願いします。

## ■参考資料

### ●署別の火災発生状況

区分	出火件数						焼損面積		損害額（千円）				
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	建物	林野	建物	林野	車両	その他	計
本署	5	1	1	0	2	9	546	6	16,603	0	18	41	16,662
東分署	1	1	0	0	4	6	0	2	1	321	0	0	322
西分署	7	0	0	0	1	8	332	0	8,596	0	0	0	8,596
合計	13	2	1	0	7	23	878	8	25,200	321	18	41	25,580

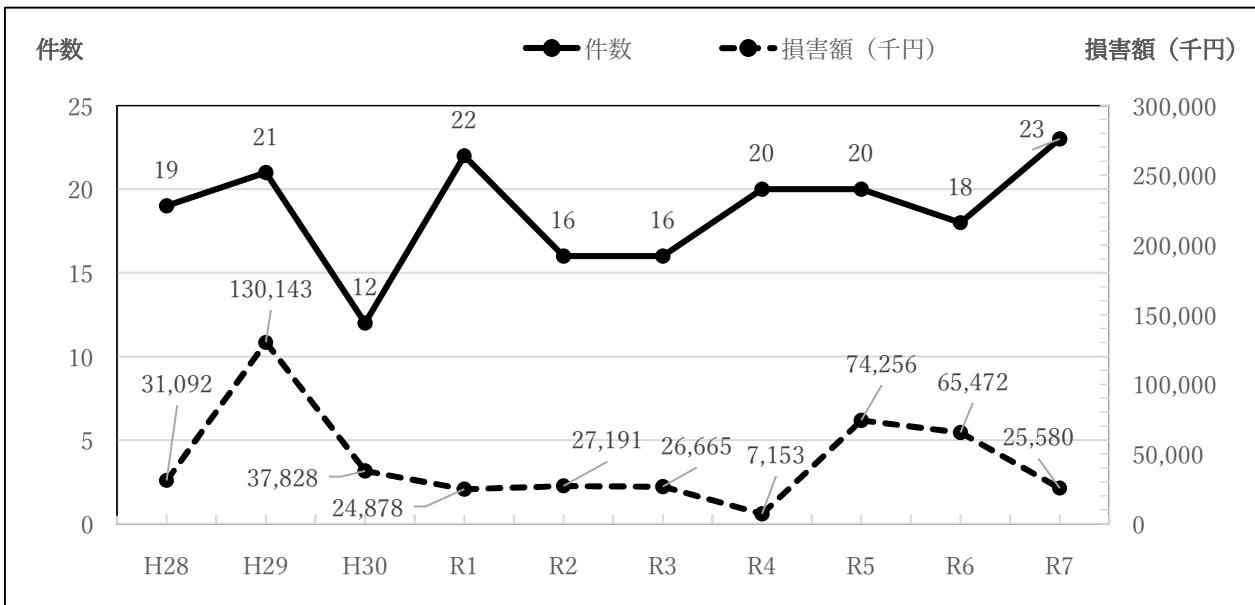
※焼損面積の単位：建物面積（m<sup>2</sup>）、林野面積（a）

### ● 10年間の火災発生状況

年別	全火災		建物火災			林野火災		
	件数	損害額	件数	焼損面積	損害額	件数	焼損面積	損害額
H28	19	31,092	8	326	31,082	0	0	0
H29	21	130,143	11	820	129,495	2	9	68
H30	12	37,828	10	488	37,780	1	10	0
R1	22	24,878	8	671	24,878	2	13	0
R2	16	27,191	4	293	27,153	2	4	0
R3	16	26,665	10	435	26,259	1	0	0
R4	20	7,153	10	274	6,897	1	2	0
R5	20	74,256	9	707	65,737	0	0	0
R6	18	65,472	14	1,313	65,442	0	0	0
R7	23	25,580	13	878	25,200	2	8	321
平均	18.7	45,025.8	9.7	620.5	43,992.3	1.1	4.6	38.9

※損害額の単位：千円、焼損面積の単位：建物面積（m<sup>2</sup>）、林野面積（a）

### ●過去10年間の火災発生件数及び損害額の推移



### ●10年間の出火原因別件数の推移

年別	たき火	放火・疑い	たばこ	こんろ	火遊び	電気関係	その他	合計
H28	3	6	0	0	0	0	10	19
H29	5	1	3	0	0	3	9	21
H30	4	0	2	1	0	4	1	12
R1	15	3	3	0	0	1	0	22
R2	8	0	3	0	0	1	4	16
R3	0	0	3	1	0	5	7	16
R4	9	1	3	1	0	3	3	20
R5	6	1	2	0	0	2	9	20
R6	4	1	3	0	0	2	8	18
R7	8	1	0	0	0	0	14	23
平均	6.2	1.4	2.2	0.3	0.0	2.1	6.5	18.7



---

## 玉野市消防本部

〒706-0001

岡山県玉野市田井2丁目4502番地

TEL 0863-31-5712 (予防課)

FAX 0863-33-3119

E-mail [syoubouyobou@city.tamano.lg.jp](mailto:syoubouyobou@city.tamano.lg.jp)

---